

IV 課題解決編

Q74 PTAの今日的な課題には、主にどんなものがありますか。

A74 主なものを挙げると、以下のとおりです。

- PTAの意義の周知に関する課題
- 義務的・ノルマ的な参加に関する課題
- 体制の変わりにくさに関する課題
- 入退会の意思確認に関する課題
- 未加入世帯に関する課題
- 個人情報の取扱いに関する課題
- 会費の使途等に関する課題（寄附を含む）
- 役員の担い手不足に関する課題
- 地域との関わりに関する課題
- 学校（園）や教職員に関する課題



これらの課題をすっきりと解決する「特効薬」はなかなか見つかりませんが、近年、各PTAで様々な工夫がなされ、解決に迫るような「先進的な取り組み」も一部において報告されています。

以降、上記の主な課題について、具体的なQ&Aを挙げて説明を加えながら、その解決策について考えていきたいと思えます。

PTAの意義の周知に関する課題

Q75 PTAに批判的な方から「PTAは必要ない」「PTAをなくすことはできないのか」と言われ、困っています。どう対応すればよいでしょうか。

A75 「やりたい人がやりたい時にやりたい活動を行えるPTA」をめざして、PTAから「義務」「強制」をなくし、「PTAは怖くない」ということを伝えた上で、「PTAの意義」の周知に努めることが必要だと考えます。

近年、PTAに対して批判的な声上がるのは、「義務」「強制」によって苦しめられる方が出てきてしまっていることに起因していると考えます。「各家庭の様々な事情により、協力が難しい状況なのに、無理やりPTAに参加させられる」といった悪印象が広まり、保護者の中で「PTAに対する恐怖感」が芽生えてしまっている状況があるため、まず、その状況を改善する必要があります。そのためには、実際にPTAの仕組みから「義務」「強制」を取り除き、新たな運営の方法や活動内容をしっかりと伝えて、「役割を押し付けられることはない」「何も怖いことはない」ということをアピールするとよいでしょう。そして、「PTAは怖くない」ということを示すことと併せて、Q8で取り上げたような「PTAは何のためにあるのか」といった「PTAの意義」について、周知を図っていくことが大切だと考えています。

Q76 P T Aの仕組みから「義務」「強制」を取り除いたのに、入会する人が減ってしまいました。今後、何に気を付けていけばよいでしょうか。

A76 「従来のP T Aの仕組みから『義務』『強制』が取り除かれ、安心して入会できるようになった」ということを具体的に伝え、しっかり周知を図ることが大切です。また、あわせて、「活動の魅力化」をめざすようにしましょう。

「義務」「強制」をせっかく取り除いても、それが周知されなければ意味がありません。どんな運営方法によって「義務」「強制」をなくしたのかをしっかりと伝えることが大切です。(なお、「義務」「強制」とならない主体的なP T Aの運営方法については、例えば「完全立候補制」と「エントリー制」があります。これらについては、名古屋市立小中学校P T A協議会発行の『P T A運営ガイドライン』を参照)。

また、「義務」「強制」をなくし、それを周知することで、「P T Aが怖い」と思う人は減るかもしれませんが、活動内容自体に魅力がなければ「入会してもいい」「入会したい」という思いにはなかなか至らないでしょう。「義務」「強制」をなくすことと併せて、「活動の魅力化」に努めることが大切なのです。

Q77 教育委員会や市P T A協議会が主催する取り組みについては、必ず参加しなければいけませんか。

A77 本市の教育委員会(生涯学習課)やP T A協議会が主催する研究集会や情報交換会は、主にP T Aの指導者養成や活動振興の観点から行われています。参加を呼び掛けておりますが、実際の参加についてはもちろん任意です。「強制」ではありませんので、各P T Aで話し合った上で判断してください。

過去には「〇人の参加をお願いします」などのような形で参加が呼び掛けられてきましたが、現在は「〇人まで参加できます」などといった呼び掛け方に変ってきています。

Q78 中には参加が義務付けられているかのように思わせるものもあるのですが。

A78 もしかすると、地域団体が主催する取り組みの中には、P T Aに参加を求める内容のものがあるかもしれません。

参加が難しい場合は、主催する主体に問い合わせて、相談してみてもいいでしょうか。

なお、本市の教育委員会(生涯学習課)やP T A協議会が主催しているものについては、原則、参加を強制したり義務付けたりすることはありません。

Q79 家庭教育セミナーは、必ず実施しないとイケないのでしょうか。

A79 家庭教育セミナーは、本市教育委員会が各PTAに委託して開催している本市の家庭教育支援事業です。本市の家庭教育振興のためにご活用いただきたいところですが、「強制」することはできません。

ただ、PTAが社会教育関係団体として位置付けられているのは、一般に、家庭教育セミナーのような学びの場を提供していることが根拠となっています。そういった趣旨から、PTAが社会教育関係団体である以上、必ずしも家庭教育セミナーである必要はありませんが、何らかの社会教育活動を実施する必要があると考えます。

家庭教育セミナーに限ったことではありませんが、教育委員会は社会教育関係団体であるPTAに対し、命令・監督することはできません。

【参考】社会教育法 第十二条（第三章 社会教育関係団体 国および地方公共団体との関係）

国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

ただし、教育委員会は、PTAの求めに応じ、指導や助言・支援を行っております。

体制の変わりにくさに関する課題

Q80 課題の解決のために従来のPTAのあり方を変えていきたいと考えていますが、なかなか変えることができません。PTAは、なぜ変わりにくいのでしょうか。

A80 主な理由として、以下が考えられます。

- 役員の任期が1年間であることが多く、改善点に気付く前に任期を終えてしまうため。または、改善点に気付いても間に合わないため。
- 「義務」「強制」で活動していると、「苦勞してまでして自分が変えなくても誰かが変えてくれる」「何も変えず、昨年度通りのほうが楽でいい」という気持ちになってしまうため。
- ほかの誰かから「どうして変えたんだ」と責められるかもしれないから。

変えるためのコツとしては、以下のようなことが考えられます。

- 変えるための苦勞は自分が担う覚悟をもつ。
- 初めから一気に変えずに、まず少しだけ変えることをめざす。
- 変えることによる影響を列挙し、利点や留意点を整理する。
- ほかの役員に話をして、変えることに賛成する人を増やす。
- 「うまくいかなかったら戻すので、一旦変えてみましょう」と伝える。

一方で、必ずほかの役員や学校（園）と話し合っ進めるようにし、自分個人の思いだけで強引に変えることがないようにしましょう。

Q81 PTAの入会に関する事で、気を付けることは何ですか。

A81 入学説明会や入学式などの機会では、PTAの活動内容について説明するとともに、PTAが任意加入の団体であることを伝えるようにして、強制的に入会させたり、本人が知らない間に勝手に（自動的に）入会したようになっていたりすることがないようにしてください。また、退会についても自由にできることや、転入学時にも任意加入であることを伝えるようにしましょう。

PTAは入退会自由の任意団体ですので、「強制入会」「自動入会」はNGです。事前に、「PTAの意義や活動内容」と「入退会が任意であること」を必ず伝えるようにしましょう。

なお、巻末の資料編に、入会届等の参考例を掲載したので、参照してください。

Q82 入会申込書は必ず紙で配布しないとイケませんか。

A82 必ずしも入会申込書を紙で配布する必要はありません。PTAは学校教育法上の組織ではなく、任意団体であるため、入会手続きの方法は各団体の規約や運営方針に委ねられます。ただし、加入の意思確認を記録として残すことは非常に重要です。口頭での確認も可能ですが、証拠が残らないため「言った・言っていない」といったトラブルに発展する恐れがあります。紙媒体の申込書や、メール・Webフォームによる電子署名など、意思確認を証拠として残せる仕組みを整備することをお勧めします。

入学説明会や入学式に欠席した方、年度途中で転入した方にも、忘れずに説明し、意思確認を行うことが重要です。

近年、退会の申し出がなければ自動的に会員となる「オプトアウト方式」がトラブルの原因となっています。この方式では、加入者の真意に基づく意思確認ができず、法的にも問題となる場合があります。また、加入を明示的に確認せず名簿を作成すると、本人の承諾なしに個人情報を団体へ提供することになり、個人情報保護の観点からも不適切です。

PTAは任意団体であることを踏まえ、任意加入の原則に従い、明示的な「入会します」という意思表示（オプトイン方式）が必要です。

なお、書面で入会の意思確認を取る際には、会費の引落とし方法や個人情報の取扱いについても併せて確認すると効率的です。巻末の資料編に様式を掲載していますので、参考にしてください。

Q83 入会申込書で意思確認を取るようにしたら、入会する人が減ってしまいました…。

A83 PTAとしては、多くの保護者の方に会員になってほしいと願うところですが、入会は任意であることを伝え、意思確認を取っているわけですから、当然「入会しない」「退会する」という意思の人も出てきます。

入会を「強制」することは決してできませんが、「運営の適正化」「活動の魅力化」に努めていただき、その内容を書面に分かりやすくまとめ、それを入会申込書と併せて配布することで、加入および活動の継続を呼び掛けてみてはいかがでしょうか。

未加入世帯に関する課題

Q84 未加入世帯に対して、PTAからの記念品を渡さないようにしてもよいですか。

A84 入学や卒業、学校（園）行事などの機会に、PTAから子どもたちに記念品を渡すことがあります。その際には、在籍するすべての子どもたちに渡すのが適切です。

加入世帯の子と未加入世帯の子で対応を変えたり、未加入世帯の子が不利益を被ったりすることは避けてください。

PTAは「子どもたちの健全育成」を目的とした団体です。ここでいう「子どもたち」とは、もちろんPTAに加入している世帯の子どもたちに限りません。非加入世帯の子どもたちを含め、すべての子どもたちの健全育成のために活動すべきであることは、PTAのそもそもの趣旨を考えれば、言うまでもないことです。

もし一部の子どものみだけ入学記念品を渡さなかった場合、もらえなかった子はどんな気持ちになるでしょうか。また、同じ教室の中でももらえなかった子がいる中、もらえた子はどんな思いを抱くのでしょうか。

平等・公正・公平を教える学校（園）において、教育的によい状況とは言えませんので、子どもたちのためのよりよい教育を願うPTAにとって、このような状況は避けるべきです。

「わが子だけがよければいい」という考えではなく、「わが子がよりよく成長するためには、周りの子どもたちとの関わりが必要不可欠。周りの子どもたちも、わが子同様、健全に育てほしい」という思いをもっただけなら幸いです。

Q85 「会費を払っていないのに、PTAからの記念品をもらえるというのは、それこそ不公平ではないのか」という声があり、納得されない会員もいます……。

A85 様々な考え方があるのは当然であり、それぞれの意見は尊重されるべきです。QA84の内容を説明したうえで納得いただけない場合は、やむを得ないことだと思います。ただし、せっかくの記念の機会が、子どもたちにとってマイナスの記憶になってしまうことは避けなければなりません。すべての子どもに平等に記念品を渡すことに反対する声が続いたり、未加入世帯が増えて加入世帯だけで負担することに強い違和感が生じたりする場合は、記念品の廃止なども含めて、運営方法を見直すことが必要です。

QA84・85に関する問題は、「記念品差別」や「コサージュ問題」とも呼ばれています。対応策として、未加入世帯から実費を集める方法もありますが、これは「すべての子どもたちの健全育成」というPTAの趣旨にそぐわない対応です。また、実費の支払いを断られた場合、強制することはできません。どうしても子どもたちに記念品を贈りたい場合は、PTAとは別に、すべての子どもに記念品を渡すことに賛同する有志で会を作り、実費を集めて共同購入するという方法も一案です。

Q86 未加入世帯の保護者から「入会しないが協力金を払いたい」と言われているのですが、受け入れても問題ありませんか。

A86 非会員はPTA活動にかかる実費を支払う必要はありませんし、PTAは非会員から会費（実費）を徴収することはできません。ただ、一般的に、任意団体への寄附は禁止されてはいませんので、会費の徴収ではなく、個人から任意団体であるPTAへの寄附（贈与）という扱いであれば、受入れは可能です。

なお、寄附は、あくまで寄附者の善意で行われるものですので、PTA側から寄附を要求するのには問題があると考えます。

また、一般に、一人で110万円を超える贈与には贈与税がかかり、これについては任意団体も課税対象となります。ただ、贈与先の団体が公益事業を専ら行っており、特定の関係者に支配されていないなど、一定の要件を満たしていれば非課税になるといわれています。

Q87 入会申込書を提出しなかった未加入世帯に対し、加入を呼び掛けてもよいですか。

A87 呼び掛けは可能ですが、その方法については留意が必要です。

「強制」だと受け取られない範囲での呼び掛けにしたり、個人情報の取扱いにも注意したりする必要があります。

PTAは、加入世帯の個人情報について、本人の了承を得た上で取得できますが、未加入世帯の個人情報については、原則、取得できません。ですから、未加入世帯に加入を呼び掛けたい場合、未加入世帯の保護者の氏名や連絡先を知る方法がないため、未加入世帯に直接アプローチすることはできません。

学校（園）は未加入世帯の個人情報を把握していますが、もちろん、本人の許可なく、PTAに教えることはできません。

また、未加入世帯に電話を掛けて、入会申込書を提出したかどうかについて確認することも基本的にできません。PTAは未加入世帯の電話番号を知ることはできませんし、学校（園）は全保護者の電話番号を知っているわけですが、PTAに非加入かどうかに紐づけてPTAに成り代わって電話を掛けることは原則避けるべきです。

呼び掛けるには、PTAが非加入世帯の個人情報を扱わなくても実行できる方法を考える必要があります。例えば、加入を促すチラシなどを作成し、学校（園）に対して「会員世帯以外の全世帯へのチラシの配布」を委任するなどといった方法が考えられます。

Q88 登校時の子どもの安全を見守る「旗当番」を編成するために、新1年生の氏名や住所、どの分団に所属するのかといった情報を知りたいのですが……。

A88 新1年生の氏名や住所、どの分団に所属するのかといった情報は、個人情報に当たりますので、取得するためには、本人（今回の場合は保護者）の了承が必要となります。

個人情報保護法の改定前は、学校（園）に教えてもらっていたところもあったかもしれませんが、今はそのような取扱いはできません。そもそも「加入前の保護者に対して当番を割り振る」ということは、「強制入会」「自動入会」を前提としていますので、望ましい方法ではありません。

方法としては、「新1年生の保護者会員が旗当番に参加する時期を遅らせ、新1年生の保護者会員の個人情報を取得してから、旗当番の編成を行う」「1年生の保護者会員は旗当番を免除する」など、様々考えることができます。

また、PTAではなく、地域の町内会・自治会などの地域委員が旗当番の編成を行っているところもあると聞きます。その場合も、学校（園）やPTAから地域委員へ個人情報を渡す際には、本人の了承が必要ですので、ご注意ください。

なお、これは個人情報の取扱いについてではありませんが、旗当番の活動におかれても、他の活動と同様、参加を強制することがないようにご注意ください。

Q89 委員を投票によって選出しているのですが、票数の多かった候補者に連絡を取ったところ、「事情があり、委員を引き受けることはできない」と断られました。どんな理由で引き受けられないのかを聞いてもよいのでしょうか。

A89 引き受けられない理由には、家庭の状況や健康状態など、要配慮個人情報に当たる内容が含まれることが想定されます。

PTAが要配慮個人情報を取得することは避けるべきですので、原則として、引き受けられない理由を聞き出すことがないようにしましょう。

会費の使途等に関する課題

Q90 主体的なPTA活動をめざして、取り組む活動や参加する会議を精選したところ、会費が余ってしまい、使い道に困っています。

A90 会費が余るのであれば、新しい活動のために使ったり繰越したりするほかに、年度途中からでも会費の徴収を止めたり、会費を還付したりする方法もあります。

単年ではなく、数年続けて会費が余る傾向にあるなら、無理に使い道を考えるのではなく、会費の減額も検討するとよいです。

Q91 PTAから学校（園）への寄附にあたっての留意点について教えてください。

A91 PTAから学校（園）へ寄附をするにあたって、以下の点にご留意ください。

- 寄附はあくまで好意による自発的なものですので、PTAの皆さんで話し合って寄附するかどうかをご判断ください。なお、通常、学校（園）が必要なものであれば、計画的な公費での執行が可能です。
- 寄附を受け入れる学校（園）は、教育委員会の寄附受納の定めに従って手続きが必要です。

また、予算執行にあたって、以下の点にご留意ください。

- 寄附する物品等については、PTA総会で予算の承認を得た上で、この予算に基づき、執行をお願いします。
- PTA総会で承認を得られていない予算を臨時的に執行するにあたっては、必ずそれぞれのPTAの規約（会則）等に従って、必要な手続きを踏んでください。
- 予算を執行する場合は、支出決裁書等により、確認が取れる形で保存し、PTA総会で決算について承認を得てください。

PTAから学校（園）への寄附については、「名古屋市立学校における寄附物品等の取扱について」（平成21年10月1日教育長決裁）に記載されており、学校（園）の周年事業、開校（園）記念事業に際したものを原則とします。その他教育委員会および学校（園）の長が認める例外もあります。また、上記教育長決裁の「寄附受納の条件」のすべてを満たしている場合に、学校（園）が教育委員会の担当課と相談した結果として、寄附が認められます。

なお、寄附する物品等を選定する際には、子どもたちにとって必要なものを寄附できるように、事前に学校（園）と話し合うとよいでしょう。

寄附については、公費で執行できるものを理解した上で、自発的な意思で行いましょう

学校（園）の運営に必要なものについては、私費負担とされているもの以外は原則、公費で執行することができます。PTAから学校（園）に対する寄附については、公費で執行できるものをご理解いただいた上で、より良い教育環境のために、自発的な意思で行われるべきものです。

公費の具体的な執行例につきまして、巻末の資料編に掲載した別表「公費・私費の具体的な執行事例」を活用し、学校（園）との情報共有を図ってください。

また、学校（園）とPTAとで寄附の内容等について相談をする場合には、PTAの自発的な意思に基づき、各PTAの規約（会則）に基づく手続き等により意思決定を得るようご注意ください。学校（園）からの寄附の内容等についての相談は、あくまで意思決定の参考としていただくようお願いいたします。

「PTAから学校（園）への物品等の寄附にかかる基本的な考え方」などの学校（園）向けの文書を含め、寄附に関する資料を巻末の資料編に掲載しましたので、参照してください。

Q92 周年行事や開校記念事業に向けて積み立ててきたPTA特別会計（積立金）を別の目的に使用してもよいですか。

A92 周年行事や開校記念事業に向けて、PTA特別会計（積立金）を積み立てている場合は、当初の目的に応じて執行するようにしましょう。

積立金を目的外に使う場合は、積立にかかわってきた全会員の承認を得る必要があります。これは現実的に不可能に近いことですので、積立金の目的外使用は避けるべきです。

Q93 傘を忘れた子のために貸出用の傘をPTAで購入したいと考えています。このような場合も、学校（園）は寄附の受け入れ手続きをする必要がありますか。

A93 「PTA保有の物品として購入し、学校（園）の了承を得て、学校（園）の敷地内に保管させてもらっている」といった取り扱い方であれば、学校（園）への寄附には該当しませんので手続きは不要です。その場合、傘の廃棄や補充等は、原則PTAが行うこととなります。

また、学校（園）への寄附とすることも可能ですが、その場合、学校（園）は寄附の受け入れ手続きをする必要が生じます。寄附として受け入れた傘は、学校（園）が保有するものとして管理していくこととなります。

Q94 子どもたちのために、PTAで部活動用品を購入したいのですが、これも学校への寄附にあたりますか。

A94 本市における整理では、部活動用品については、学校への寄附には当たりません。

部活動に係る経費は、原則、私費によってまかなわれるものとされており、部活動用品については、私費負担区分として整理されるものです。ただ、子どもたちが経済状況を理由に部活動へ参加しづらくなるということがないよう、すべてを私費負担とするのではなく、公費からも部活動費が支払われています。

一方で、「部活動に参加している一部の子どもたちのためだけにPTA会費を使うのは、『すべての子どもたちのため』という本来のPTAの趣旨とは合わないのではないか」といった声も一部にあります。このことについては、PTA会費の使い道はそれぞれのPTAで決めるべきことですので、規約（会則）に基づいた意思決定の結果、「会費を部活動用品に使う」と認められれば問題ありません。

Q95 PTAの経理に関する書類は、何年間保存すればよいですか。

A95 法人とは異なり、任意団体の会計帳簿等の保存期間を定めた法律は特にありません。税法上の保存年限を参考にして5年間保存とするなど、それぞれのPTAで期間を定めて保管するとよいでしょう。

保存期間を定めた法律がないとはいえ、会員から説明を求められた際、説明責任を果たすことができるように、すぐに廃棄することは避けるべきです。

なお、令和6年度から、家庭教育セミナーに関わる書類は、従来の5年間から「10年間保存」に変更となりました。

Q96 PTAバレーボールの練習時に着用するTシャツを、PTAの予算で作成・購入してもよいでしょうか。

A96 PTA会費の使い道はそれぞれのPTAで決めるべきことですので、規約（会則）に基づいた意思決定の結果、認められれば、作成・購入は可能です。

ただ、練習着やシューズ、タオル、靴下など、会員個人の所有物に係る経費については、個人負担としているところが一般的です。

上記のTシャツについては、購入希望者が個人でお金を出し合って作成・購入するケースが多いようです。



Q97 区内のPTAの交流・情報交換をねらいとした、区PTA協議会が主催する懇親会
に出席する役員に対して、参加費（飲食代や交通費）をPTA会費から支払うのは問
題ないでしょうか。

A97 PTA会費の使い道はそれぞれのPTAで決めるべきことですので、規約（会則）
に基づいた意思決定の結果、認められれば問題ありません。

ただ、個人の飲食代をPTA会費から支払うことに異議のある方もいるかと思いま
す。一方で、多様な中、時間を割いて会に参加してもらうのだから、飲食費や交通費
ぐらいは出すべきだ、という考えの方もいるでしょう。様々な考えがあるので、よく
話し合っただけでいただければと思います。

Q98 PTAが外部の団体から寄附を受け取るのに、制限はありますか。

A98 学校（園）には寄附を受け取るのに手続きやルールがありますが、任意団体である
PTAには、規約（会則）で定めていなければ、特に手続きやルールはありません。

ルールがあるわけではありませんが、寄附を受けたことを、総会等で会員に報告す
るとよいです。

役員の担い手不足に関する課題

Q99 役員の担い手がいなくて困っています。どうすればよいでしょうか。

A99 役員を引き受けるかどうかを判断してもらうためには、役員の仕事についての情報
を分かりやすく示す必要があると考えます。役員の仕事の意義や内容を資料やチラシ
としてまとめ、ほかの人にも分かるように示すようにしましょう。

「役員になったら何をするのか」「学校（園）に何回集まる必要があるのか」「集ま
るのはどの時期の何時頃なのか」「集まりは休むこともできるのか」「リモート会議の
システムで参加することも可能かどうか」など、仕事の内容がはっきり分らないと、
たとえ役員をやってもいいと思っている人がいたとしても、引き受けていいかどうか
不安になってしまうことでしょう。

負担軽減や活動の魅力化に努めることも大切ですが、まず、役員の仕事内容につい
てしっかりと伝えることから始めてみてはいかがでしょうか。

Q100 役員の完全立候補制を導入し、「役員をやりたい／やりたくない」といった選択
肢で意思確認を取っていますが、「やりたい」という人が少なくて困っています。

A100 「やりたい／やりたくない」の2択ではなく、「〇〇だったらやってもいい」とい
う選択肢を複数設けるようにすることで、「やりたい」とまではいかなくとも「やっ
てもいいかな」と思っている人の意思も含めて、広く確認するとよいです。

例えば、「誰もやる人がいなかったらやってもいい」「人前で話す仕事がないければやってもいい」「都合によって会への欠席が許されるのならやってもいい」「活動の内容について自分で新たに提案させてもらえるならやってもいい」などの選択肢が考えられます。

また、「〇〇だったらやってもいい」という選択肢を設けて、「〇〇の内容を下
の空欄に書いてください」とする方法もあります。

Q101 会計監査委員の担い手がいなくて困っています。会計監査委員を、副会長などの役員が兼務することは可能でしょうか。

A101 内部の者が監査することは、一般的にはできません。

PTAによっては、規約（会則）で「会計監査委員は、他の役員と兼ねることはできない」と定めているところもあります。

何らかの事情で、会計監査委員を立てられない場合は、教頭先生とも相談し、保護者の会員だけでなく教職員の会員も含めて候補に挙げることも考えてみてはいかがでしょうか。

地域との関わりに関する課題

Q102 本校のPTAでは、「主体的なPTA活動」をめざして、外部から参加依頼のあった会合について、希望者がいなければ無理に出席せず、欠席するようにしています。地域から参加を依頼されている会合についても、同様の対応でよいでしょうか。

A102 外部の会合に参加するかどうかは、それぞれのPTAで話し合って決めてください。ただ、子どもたちの健全育成を図るためには、地域の皆さんの協力が必要だと考えます。地域との連携を継続させていくためにも、無理のない範囲で会合等にも参加し、地域の皆さんとの交流を深めてはみてはいかがでしょうか。

一方で、地域の皆さんとの交流が大切だといっても、参加を無理強いすることのないように配慮してください。「子どもたちが地域で日頃からお世話になっているので、ごあいさつしたほうがいい…」「見守り活動に協力していただいているので、お礼を言うべきでは…」など、会合に参加する意義を感じている人に参加してもらえるよう、参加希望者を募る方法を検討してみてはいかがでしょうか。

学校（園）や教職員に関する課題

Q103 教頭先生に負担が集中しているのを何とかしたいのですが……。

A103 教頭先生は、「学校の教頭の立場」と「PTAの役員の立場」の両方を務めており、外部との連絡窓口を担うことも多いため、PTA関係の業務について負担が集中する傾向にあると聞きます。教頭先生とコミュニケーションを取った上で、従来の役割分担を見直していただくとよいと考えます。

学校運営の中核を担う教頭先生に過度の負担が掛かっている場合は、学校の教育活動に影響が出ないとも限りません。子どもたちの健全育成をめざすPTAによって、教育活動に支障が出てしまうようなことがあっては本末転倒です。ただ、よかれと思ってしたことが、かえって手間を掛けさせてしまうこともありますので、教頭先生の考えを聞き取り、意向に沿いながら、負担軽減に取り組んでいくとよいでしょう。

Q104 学校（園）でトラブルが起き、先生方が子どもたちのために熱心に対応してくださっています。PTAとしてサポートできることはないでしょうか。

A104 PTAは直接トラブル対応には関われませんが、先生方に感謝や励ましの声を掛けたり、トラブルの件で心配している保護者を見掛けたら、先生方が熱心に取り組んでいることを伝えたりするとよいかもしれません。

トラブルの内容によっては、学校（園）が苦しい立場に立たされることもあるかもしれませんが、それによって保護者と先生方の関係が悪くなってしまえば、結果として子どもたちのためにはなりません。不確かな情報に浮足立つことがないように、冷静な対応を心掛けるとよいです。